

美郷町国土強靱化地域計画

令和 2 年 8 月

美郷町

目次

1. 基本的な考え方	1
2. 美郷町の地域特性	3
3. 過去の災害記録	4
4. 被害想定	7
5. 国土強靱化推進方針の検討	12

【別表】

最悪の事態ごとの脆弱性の評価及びぜい弱性を解消するための
国土強靱化の推進方針

【資料】

道路改良計画 位置図

建設課所管 整備計画一覧表

1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強靱な行政機能や、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画は、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

美郷町においては、大規模自然災害等への備えとして、美郷町地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、この度、国や県の動きに併せ、美郷町の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

(2) 関連する計画

美郷町長期総合計画、美郷町地域防災計画、美郷町公共施設等総合管理計画、各長寿命化計画、各業務継続計画

(3) 国土強靱化に関する取組

①防災関係計画

- ・美郷町地域防災計画（年度更新）
- ・美郷町水防計画（年度更新）

②耐震化、老朽化対策

- ・美郷町公共施設総合管理計画（H28年度策定）
- ・美郷町建築物耐震改修促進計画（第2期）（H30年度改訂）
- ・美郷町空家等対策計画（R2年度策定）
- ・美郷町公共施設等個別施設計画（R2年度策定予定）

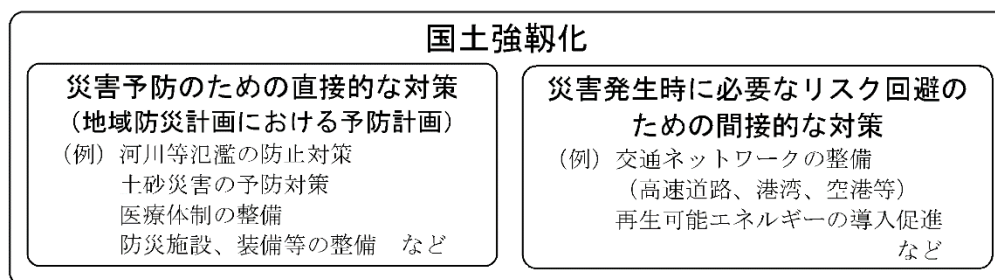
③情報伝達体制の整備

- ・島根県総合防災情報システムの参画運用
- ・防災行政無線の屋外・各戸整備
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）の参画運用

④その他災害活動体制の整備

- ・防災拠点及び避難所における太陽光発電及び蓄電設備の整備（R2年度）

《国土強靱化の対象施策》



(4) 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、美郷町の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

(5) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、随時計画を見直すこととする。その際、町の基本方針となる「美郷町長期総合計画」や町の各種計画と整合した計画とする。

(6) 計画の推進

美郷町においては、町政の基本方針である美郷町総合管理計画の取組みについて、毎年度PDCAサイクルに基づき、成果や課題、今後の方向性等を行政評価としてとりまとめ、公表している。

本計画に基づく各種施策についても、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

(7) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

美郷町が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。町の取組みにあたっては、国及び県の基本計画、民間が実施する取組みと連携し進める。

①強靱化の取組姿勢

- ・強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・

協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ。

- ・あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

②適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ・「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講じる。
- ・平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

③効果的な施策の推進

- ・人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる。
- ・既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。

④地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

2. 美郷町の地域特性

（1）地 勢

本町は、島根県のほぼ中央部に位置し、町域内を中国地方随一の江の川（総延長194.0km）が大きく蛇行しながら貫流している。江の川の沿岸部では、侵食によって形成された急峻で起伏に富んだ地形になっており、その谷間や氾濫原に集落が形成されている。北西部には標高200m前後の平坦地が広がり、南西部には標高300m前後の丘陵地帯が広がっている。また、東部には標高400～700mの急峻な山々が中国山地へと連なっている。

（2）面 積

総面積は282.92km²で、島根県の総面積6,707.294km²の4.2%にあたる。江の川の沿岸部及びその支流の侵食によって形成された急峻な地形が多いことから、総面積の大半を山林が占め、居住可能地の面積はわずかである。

（3）気 象

気象は、山陰特有の低温多湿型で、年間の平均気温は13.5℃程度、降水量は年間1,700mm前後である。12月～3月の初旬にかけて積雪があり、近年の最深積雪量は江の川の沿岸部で15cm程度となっている。また、南部の高原地帯では年平均気温が1～2℃低く、最深積雪量も江の川の沿岸部に比較して多くなっている。

(4) 人 口

人口は平成27年国勢調査によると4,900人、世帯数は2,010世帯である。平成22年の前回調査時と比較すると、人口では451人、世帯では147世帯とそれぞれが減少傾向の推移となっている。

人口の年齢構成は、0～14歳11.2%、15～64歳43.7%、65歳以上45.1%であり高齢化が進んでいる。また、5歳ごとの年齢構成をみると、若年層の流出傾向が顕著である。このような高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

3. 過去の災害記録

本町の災害の主なものは、次のとおりである。(美郷町地域防災計画より抜粋)

(1) 合併前

① 邑智町（邑智地域）

年	発生日	災害 種別	降雨 (mm)	被害の状況									被害額 (千円)
				人的被害 (人)		民有建物 (棟)			公共建物 (棟)				
			降雪 (cm)	死 者	負傷者	全 壊	半 壊	浸 水 破 損	全 壊	半 壊	浸 水 破 損		
S38	1月22日 ～ 2月28日	雪	最高 324 平均 150	1	2	53	35	31	3		11	122,753	
S40	6月26日	雨	104.5					床下 10				9,480	
	7月19日 ～ 21日	雨	172.5			1		床下 4	1			45,023	
	7月22日 ～ 23日	雨	134	1	12	17	71	床上 255 床下 114		1	9	597,434	
S43	2月21日 ～ 29日	雪	最高 248 平均 114			3	13	123				197,978	
S44	7月1日 ～ 8日	雨						床下 1				54,800	
S46	2月4日	雪				15	14	床下 26			9	31,295	
	6月27日 ～ 28日	雨				1	1	床下 32				110,056	
	7月1日	雨				1	2	床上 20 床下 37				307,524	
S47	7月11日 ～ 15日	雨	508			126	156	床上 277 床下 67	5	5	20	6,711,799	

S50	7月13日 ～ 14日	雨	154		1	2	1	床上 1				1, 086, 666
								床下 42				
	8月6日 ～ 7日	雨	215	1	1	7		床上 7				
S52	8月8日	雨	134					床下 97				3, 082, 897
S55	8月28日 ～ 31日	雨	219					床上 1				240, 846
								床下 10				
S56	6月25日 ～ 30日	雨	275					床下 1				161, 880
S58	7月20日 ～ 23日	雨	ダム					床上 1				672, 116
			392					床下 38				
			役場 310									
S59	6月25日 ～ 26日	雨	119					床下 1				74, 663
S60	6月21日	雨	685					床下 13				217, 992
	7月14日											
S61	6月23日 ～ 25日	雨	141					破損1				360, 487
	7月20日 ～ 21日	雨	134. 5					床上1 床下5				
S62	8月5日	雨	81									78, 687
	8月31日	風	—									
	10月16日	雨	91									
S63	7月13日 ～ 20日	雨	321					破損3 床下3				351, 273
H 1	7月8日 ～ 13日	雨	238									53, 044
	9月1日 ～ 2日	雨	191									245, 130
H 2	8月17日 ～ 18日	雨	154									52, 367
H 3	9月27日 ～ 28日	風雨	—		1		7	破損 127				48, 772
H 5	6月29日	雨	126					床下1				97, 350
H 7	7月2日 ～ 3日	雨	165									143, 660
H 8	6月24日	雨	189									210, 854
H 9	7月8日	雨	328					床下2				125, 033
H10	10月18日	雨	127									126, 006
H11	6月30日	雨	141									82, 953
H12	9月8日 ～ 10日	雨	102									34, 037
H13	9月13日	雨	124									44, 249
	9月15日											
H15	7月13日 ～ 14日	雨	101									42, 760
H16	9月7日	雨	107					破損 1			破損 5	2, 570
		風										

②大和村（大和地域）

年	発生日	種別	被害概要
S8	4月30日	火	約1km ² にわたり焼失。9戸14棟が全焼
S18	9月18日	雨	死者2、負傷者1、全壊3、半壊9、流失4道路決壊65か所、橋梁流失95か所
S38	12月27日	雪	降り続いた雪により、積雪が130cm～160cmとなる。交通は途絶し、電気・電話も不通となり、村は孤立状態となる。雪崩危険地帯に避難命令出される。住家の倒壊多数
S39	～		
S40	7月23日	雨	集中豪雨と浜原ダムの洪水調節用の浮戸の流失により江の川流域は60年ぶりの大災害となる。大和村では、道路・耕地の崩壊埋没、かんがい用えん堤の決壊等大きな被害があり、災害救助法の適用を受けた。
S47	7月 9日 ～ 12日	雨	豪雨により村内各地で支流がはん濫、山崩れやがけ崩れが続出。江の川の水位は急上昇し、流域の集落や農作物に壊滅的な打撃を与える。被害総額 4億9,340万円

（２）合併後

年	発生日	災害 種別	降雨 (mm)	被害の状況								被害額 (千円)	
				人的被害 (人)		民有建物 (棟)			公共建物 (棟)				
			降雪 (cm)	死 者	負傷者	全 壊	半 壊	浸 水 破 損	全 壊	半 壊	浸 水 破 損		
H17	7月1日 ～ 4日	雨	1～2日									135, 200	
			178/24hr										
			57/hr										
H18	7月17日 ～ 22日	雨	累計雨量 (都賀行)	1	1	1		破損				1, 135, 655	
			452					9					
								床下					
								30					
H19	8月22日 ～ 23日	雨	25/hr										
H23	7月4日 ～ 7日	雨	累計雨量 146										
H24	7月5日 ～ 6日	雨						床下 1				145, 000	
H25	8月1日	雨						床下 4					
			九日市					床下 8					
			196/24h										
	8月23日	雨	小林										
			177/24h										
9月4日	雨	九日市											
		148/24h											
H28	1月24日 ～ 2月1日	雪	酒谷					破損			破損	19, 626	
			105(1/25)					3			1		
			都賀										
			73(1/25)										
H30	4月9日	地	－					破損			破損		
	7月6日 ～ 7日	雨						床上 10			破損 1		235, 517
								床下 11					

4. 被害想定

(1) 風水害

美郷町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、『3. 過去の災害記録』にある、過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象及び、江の川の氾濫については、平成27年の水防法改正を踏まえ、国土交通省より示された、想定しうる最大規模の降雨を前提とした、江の川洪水浸水想定区域図に基づき、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における想定災害（目安）として位置付ける。

(2) 地震災害

島根県は、平成28年度から平成29年度の2か年にわたって、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「島根県地震被害想定調査」を実施した。

また、平成29年3月には津波浸水想定区域の設定に伴い、調査結果の見直しに着手し、平成30年3月に島根県地震・津波被害想定調査を公表した。

町は、この調査結果を踏まえ、美郷町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

①想定地震の設定

県域に甚大な影響をもたらす地震は、以下の10地震が想定されている。

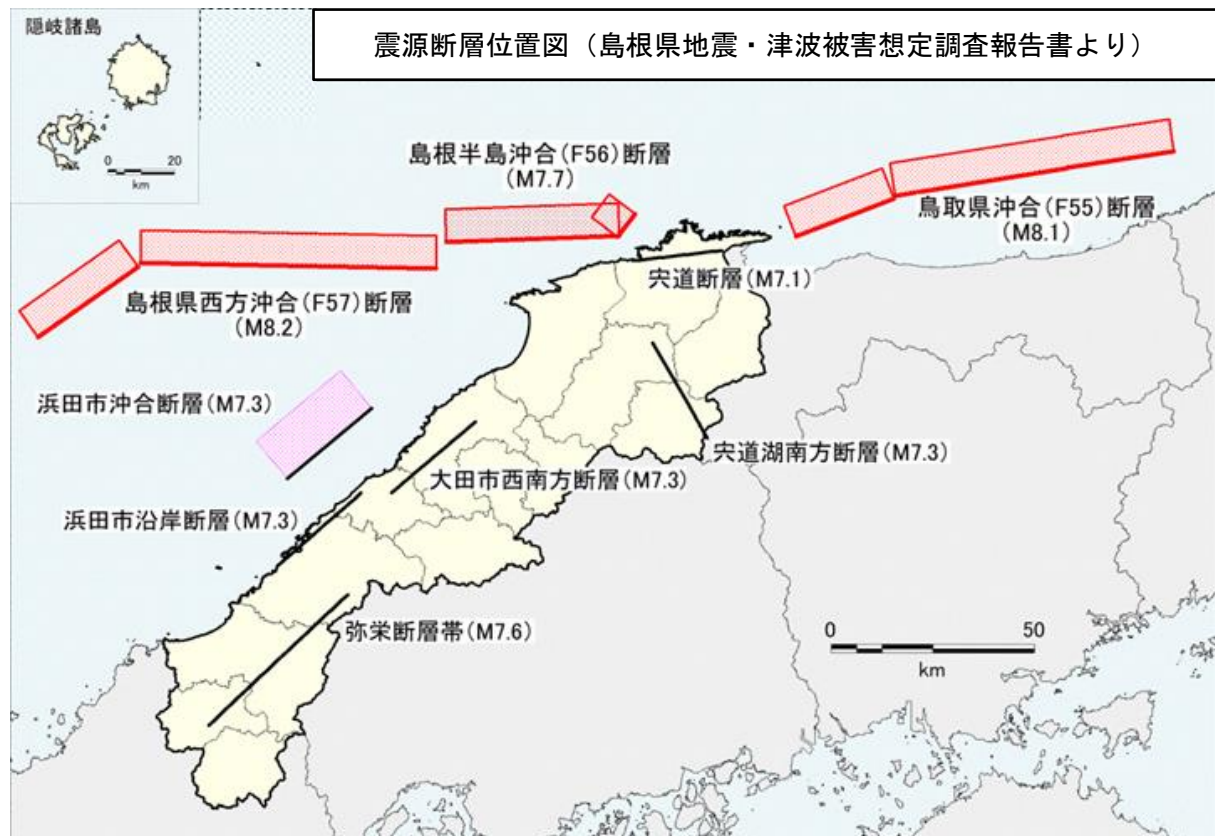
（島根県地震・津波被害想定調査報告書より）

	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震 動の 想定	津波 の 想定	地震の タイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	二	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	二	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	二	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	二	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	二	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	二	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査

島根半島沖合 (F56) 断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
島根県西方沖合 (F57) 断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

注) マグニチュード (Mj) : 気象庁マグニチュード

○ : 想定対象、－ : 想定対象外



② 想定される被害の概要

10の想定地震のうち、本町を含む邑智郡（旧桜江町を含む。）に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「大田市西南方の地震」の被害想定結果を、地震防災対策を構築するための基礎資料とする。

(1) 地震動、液状化

ア 震度

震源直上から東側にかけて震度6強を示す。また、震度6弱は、多伎町西部より大田市・江津市の全域に分布し、出雲平野まで及んでいる。町域では旧邑智町が6強～5強、旧大和村では5弱と予測されている。

イ 液状化危険度

出雲平野一帯は発生危険度がかなり高い。また、大田市から出雲市にかけて

発生危険度がかなり高い所が点在する。本町においては、大規模盛土造成地等において危険度がかなり高い所がある。

(2) 物的・人的被害

邑智郡は、崖・斜面被害が大きいと予測される。特に崩積土層の厚く分布する地域もあり、斜面崩壊の発生箇所数が多くなると予測され、地すべり発生危険度が高い。

想定区域における被害想定結果をまとめると、次のとおりである。平素より建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策を講じる等の対策が必要不可欠である。

■大田市西南方の地震による想定結果（県）

種別	被害項目	被害単位	冬５時	秋12時	冬18時
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い 急傾斜地（箇所）	96		
		危険性が高い 地すべり地（箇所）	73		
	ため池危険度	危険性が高いため 池（箇所）	－		
建物	揺れによる建物 被害	全壊数（棟）	251	210	251
		半壊数（棟）	2,579	2,419	2,579
	液状化による建 物被害	全壊数（棟）	212		
		半壊数（棟）	570		
	急傾斜地崩壊に よる建物被害	全壊数（棟）	128		
		半壊数（棟）	299		
	津波による建物 被害	想定なし			
	被害合計	全壊数（棟）	591	550	591
		半壊数（棟）	3,448	3,288	3,448
地震火災	出火	出火件数（件）	0	1	3
	延焼	焼失棟数（棟）	1	3	13
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数（人）	3	3	3
		負傷者数（人）	125	92	103
	急傾斜地崩壊に よる死傷者	死者数（人）	9	4	5
		負傷者数（人）	165	70	97
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数（人）	0		
		負傷者数（人）	6	4	4
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数（人）	0		
		負傷者数（人）	0	5	6

人的被害	津波による死者	死者数（人）	想定なし		
	火災による 死傷者	死者数（人）	0	0	1
		負傷者数（人）	0	1	2
	被害合計	死者数（人）	12	7	9
		負傷者数（人）	296	172	212
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯） （１日後）	4,905		
	下水道	影響人口（人）	1,141		
	通信	不通回線数（件）	185		
	電力	停電件数（件）	922		
	都市ガス	供給支障件数（件）	－		
	LPガス	供給支障件数（件）	103		
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	1		
	鉄道	不通区間（駅間数）	－		
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 （箇所）	24		
生活支障等	避難者	避難者数（人） （１～３日後）	4,817		
	疎開者	疎開者数（人） （１～３日後）	2,594		
	帰宅困難者	（人）	41,182		
	食料不足	食料（食／日）	17,341		
	震災廃棄物	発生量（千トン）	128		
	災害用トイレ	必要個数（基）	25		
	エレベータ停止	停止台数（基）	422		
	医療機能	入院・重傷者数（人）	6		
	重要施設	危険性が高い施設 （件）	－		
	孤立集落の発生	（地区）	－		
経済被害	直接経済被害	（億円）	804		
	間接経済被害	（億円）	1,212		

（３）事故災害

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

① 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、空港周辺、あるいは県内の山林及び周辺

海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

② 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

③ 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

④ 大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（島根半島沖合（F56）断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火となる。このほか、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

⑤ 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

⑥ 雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・積雪等により交通機関が途絶し、また、樹木の着雪により送電網の異常が発生する事による停電などにより、地域が孤立する程度の雪害を想定する。

5. 国土強靱化推進方針の検討

(1) 基本目標及び事前に備えるべき目標

美郷町国土強靱化地域計画は、国及び県の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

《事前に備えるべき目標》

- ① 大規模自然事前災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(2) 起きてはならない最悪の事態

前項の『事前に備える目標』別に『起きてはならない最悪の事態』を下表のとおり整理した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
	1-3	火山噴火・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機能の機能不全
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
	6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通障害
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、労働者、技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（３）最悪の事態ごとの脆弱性の評価及び、ぜい弱性を解消するための国土強靱化に向けた推進方針

『事前に備える目標』別に『起きてはならない最悪の事態』毎のぜい弱性の評価と、ぜい弱性を解消するための国土強靱化に向けた美郷町としての推進方針を別表のとおり定める。

想定事態	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生
施策項目	①	建築物の災害予防
脆弱性		・住宅や住民が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでいないことから、耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。
推進方針		・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、住宅・建築物安全ストック事業として、民間の住宅・建築物の耐震化や、倒壊のおそれのある特定空き家、危険空き家等の除却を促進する。 ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。 ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。 ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。 ・役場等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる公民館等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。 ・町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、公営住宅等整備事業等の補助事業を活用し、計画的な更新、適正な維持補修を進める。 ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。
施策項目	②	防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・まちな燃焼化
脆弱性		・土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な空間を整備する必要がある。
推進方針		・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。 ・宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い区域について、宅地造成等規制法により各種勧告、命令を行うことで宅地災害の防止を図る。 ・土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。 ・建築物の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、空家等の除却、または適正な維持管理及び積極的な利活用を促進することで不燃化を促進する。
施策項目	③	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応
脆弱性		・災害時の避難路や緊急輸送道路として、国道、県道、町道、農道、林道の整備が必要である。 ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。 ・災害時の避難路等確保のため、重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。
推進方針		・緊急輸送道路や避難経路となる町管理道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。 ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。 ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、町道等の整備を着実に進める。 ・町道等における橋梁の耐震対策など、インフラ施設の耐震化等の対策を着実に進める。 ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。 ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

施策項目	④	地域における防災・消防力の強化
脆弱性		・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化が必要である。 ・消防団員の確保や自主防災組織の組織力向上のための支援、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。 ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化を図りながら、防災訓練等を行うことが必要である。 ・住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助・共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。
推進方針		・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化を図る。 ・地域消防力の向上に向け、消防団員の育成等を促すとともに、装備や資機材、備蓄等の充実・強化を進める。 ・各小中学校では、独自に避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒・教職員の防災意識向上を促す。 ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等を行う。 ・防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練への参加促進や家庭内でのＦＣＰ（家族継続計画）の普及等に努める。 ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り住宅の耐震化を促す。 ・住民を対象とした、防災講習、講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び町の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。 ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。 ・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。

想定事態	１－２	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
施策項目	①	河川等の氾濫の防止対策
脆弱性		・近年の異常気象の頻発による河川氾濫により、有提・無提を問わず家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。 ・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を国・県と協力して進める必要がある。
推進方針		・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。 ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から国や県といった河川管理者と連携し、重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。 ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。 ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。
施策項目	②	農業基盤施設の安全化
脆弱性		・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。
推進方針		・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。 ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。
施策項目	③	避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備
脆弱性		・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。
推進方針		・町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。

施策項目	④	町民等に対する防災教育
脆弱性	・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防・安全に努めたり、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。 ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町民及び町職員に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。	
推進方針	・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図るため公民館等における地域課題解決の取組みを支援する。 ・町民及び町職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。	

施策項目	⑤	学校教育における防災教育
脆弱性	・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。	
推進方針	・各小中学校における防災計画に基づく避難訓練等の確実な実施について支援し、防災について課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。	

施策項目	⑥	防災訓練
脆弱性	・大規模な災害が発生した際、国・県・関係各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。	
推進方針	・国、県、企業、自治組織等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。	

想定事態	1-3	火山噴火・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
施策項目	①	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化
脆弱性	・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。 ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。 ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。 ・中山間地域であり、住民の生活環境において土砂災害のリスクが高いため、土砂災害対策として施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。	
推進方針	・山地災害の防災・減災を図るため、関係機関と連携し治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる総合的に実施する。 ・老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。 ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。 ・土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。 ・既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。 ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続的に行う。 ・危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。	
施策項目	②	河川等の氾濫の防止対策
脆弱性	再掲（1-2-①）	
推進方針	再掲（1-2-①）	
施策項目	③	農業基盤施設の安全化
脆弱性	再掲（1-2-②）	
推進方針	再掲（1-2-②）	

施策項目	④	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進
脆弱性		・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。
推進方針		・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。

施策項目	⑤	森林整備の実施
脆弱性		・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施する必要がある。
推進方針		・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。

施策項目	⑥	工作物対策
脆弱性		・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。
推進方針		・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。 ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。

施策項目	⑦	避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備
脆弱性		再掲（１－２－③）
推進方針		再掲（１－２－③）

施策項目	⑧	町民等に対する防災教育
脆弱性		再掲（１－２－④）
推進方針		再掲（１－２－④）

施策項目	⑨	学校教育における防災教育
脆弱性		再掲（１－２－⑤）
推進方針		再掲（１－２－⑤）

施策項目	⑩	防災訓練
脆弱性		再掲（１－２－⑥）
推進方針		再掲（１－２－⑥）

施策項目	⑪	避難行動要支援者等支援体制の構築
脆弱性		・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。
推進方針		・避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。

施策項目	⑫	農林水産公共施設の老朽化対策
脆弱性		・農林水産公共施設の安全性を確保するため、更新・長寿命化改修などの老朽化対策を着実に進める必要がある。
推進方針		・農林水産公共施設の安全性を確保するため、施設の長寿命化計画を策定し、合理的な更新・長寿命化改修などの老朽化対策を着実に進める。

施策項目	⑬	公共土木施設の老朽化対策
脆弱性		・公共土木施設の安全性を確保するため、更新・長寿命化改修などの老朽化対策を着実に進める必要がある。
推進方針		・公共土木施設の安全性を確保するため、施設の長寿命化計画を策定し、合理的な更新・長寿命化改修などの老朽化対策を着実に進める必要がある。

想定事態	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
施策項目	①	町民への的確な情報伝達体制の整備
脆弱性		・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。
推進方針		・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルール策定、運用方法の習熟を図る。 ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、通信施設整備を推進する。
施策項目	②	避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備
脆弱性		再掲（1-2-③）
推進方針		再掲（1-2-③）
施策項目	③	学校等の避難計画の策定
脆弱性		・小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難が必要である。 ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。
推進方針		・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。 ・策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。 ・保育園等の関連施設との連絡・連携体制の構築に努める。
施策項目	④	医療救護体制に係る防災訓練
脆弱性		・災害発生時における各機関の医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。
推進方針		・医療救護を円滑に行うために、町内外の医療機関、保健所等関連機関と連携し、各種訓練を継続的に実施する。
施策項目	⑤	町民等に対する防災教育
脆弱性		再掲（1-2-④）
推進方針		再掲（1-2-④）
施策項目	⑥	学校教育における防災教育
脆弱性		再掲（1-2-⑤）
推進方針		再掲（1-2-⑤）
施策項目	⑦	防災訓練
脆弱性		再掲（1-2-⑥）
推進方針		再掲（1-2-⑥）
施策項目	⑧	避難行動要支援者等支援体制の構築
脆弱性		再掲（1-3-⑪）
推進方針		再掲（1-3-⑪）

目標		2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
想定事態	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
施策項目	①	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応
脆弱性		再掲（1-1-③）
推進方針		再掲（1-1-③）
施策項目	②	水道施設の安全化
脆弱性		・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、耐震化及び更新計画の策定を進める必要がある。 ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各施設の地域状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を進める必要がある。
推進方針		・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。 ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、町独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。 ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。 ・水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。 ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた職員研修を定期的に実施するよう努める。 ・平時から災害に備え、復旧用資機材の保持や給水資機材等の整備状況の把握に努める。
施策項目	③	農業基盤施設の安全化
脆弱性		再掲（1-2-②）
推進方針		再掲（1-2-②）
施策項目	④	災害救助法等の運用体制の強化
脆弱性		・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。
推進方針		・災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。
施策項目	⑤	緊急通行車両等の事前届出・確認
脆弱性		・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。
推進方針		・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。
施策項目	⑥	輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化
脆弱性		・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。
推進方針		・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。
施策項目	⑦	食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備
脆弱性		・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。 ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。 ・流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。 ・食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。

推進方針	・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害被害想定を踏まえた適切な備蓄量・配備状況などの管理を行えるシステム（物資調達・輸送調整等支援システム）を活用し、国・県と連携して調達を行う。
	・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。
	・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。

施策項目	⑧	燃料等生活必需品の調達体制の整備
脆弱性		・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。
推進方針		・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

施策項目	⑨	食料生産基盤の整備
脆弱性		・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に行う必要がある。
推進方針		・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。

施策項目	⑩	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進
脆弱性		再掲（１－３－④）
推進方針		再掲（１－３－④）

想定事態	２－２	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
施策項目	①	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化
脆弱性		再掲（１－３－①）
推進方針		再掲（１－３－①）
施策項目	②	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応
脆弱性		再掲（１－１－③）
推進方針		再掲（１－１－③）
施策項目	③	災害救助法等の運用体制の強化
脆弱性		再掲（２－１－④）
推進方針		再掲（２－１－④）
施策項目	④	燃料等生活必需品の調達体制の整備
脆弱性		再掲（２－１－⑧）
推進方針		再掲（２－１－⑧）
施策項目	⑤	食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備
脆弱性		再掲（２－１－⑦）
推進方針		再掲（２－１－⑦）

想定事態	２－３	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
施策項目	①	広域応援協力体制の強化
脆弱性		・町単独では災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係各機関から協力や支援を受けることができる受援体制を強化することが必要である。 ・大規模災害時における応急対策をより的確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。
推進方針		・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。 ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。

施策項目	②	救急・救助の体制や資機材の充実
脆弱性		・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備・資機材等を充実させる必要がある。 ・大規模災害が起きた場合、災害対策に必要な防災資機材が不足する可能性があることから、必要な物資の情報収集や提供を行うことが必要である。 ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施することが必要である。
推進方針		・大規模災害時の対応を強化するため、江津呂智消防組合を主体に救急・救助体制の強化に努め、資機材の整備・適切な更新について必要な支援をしていく。 ・大規模災害時における傷病者の速やかな搬送や搜索など、急性期の救助活動について、平常時から国、県などの関係機関との連携体制の確立を図る。 ・大規模災害時における搜索活動にあたる町消防団の装備資機材の整備を行い災害対処能力を向上させる。

施策項目	③	防災拠点の管理・運営
脆弱性		・大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。
推進方針		・大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、防災関連施設等の整備及び適切な管理を行う。

施策項目	④	災害用臨時ヘリポートの整備
脆弱性		・災害時の救助・救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定・整備に努める必要がある。
推進方針		・災害時に救助・救護活動を円滑にするため、防災ヘリポートの適切な管理を行う。

施策項目	⑤	消防団等の育成強化
脆弱性		・消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。 ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。 ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。
推進方針		・消防団員の確保に向け、消防団活動の積極的な広報、募集活動を行い、消防団の強化を図るため、効果的な研修の実施、活動に対する支援を行う。 ・県、江津呂智消防組合と連携し、消防団に係る教育訓練等の機会の充実を図る。

施策項目	⑥	自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備
脆弱性		・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。 ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うコーディネーターの育成が必要である。 ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。
推進方針		・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け、自主防災組織に対し研修等の啓発活動等に対する支援するとともに、社旗福祉協議会などの支援機関と連携し災害救援ボランティアの円滑な受け入れ及び活動の支援を行う。 ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から社会福祉協議会との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。 ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災学習会等を実施する。 ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。 ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。

施策項目	⑦	防災訓練
脆弱性		再掲（１－２－⑥）
推進方針		再掲（１－２－⑥）

想定事態	2－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
施策項目	①	医療救護体制の強化
脆弱性		・大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の活動が円滑に行えるよう受援体制を整備しておく必要がある。
推進方針		・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。 ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
施策項目	②	道路寸断への対応
脆弱性		・国道や県道などの主要幹線道路網が通行不能となった場合に迂回路となる町道等の通行可能荷重等の情報を他の道路管理者間で共有する必要がある。 ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。
推進方針		・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。

想定事態	2－5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
施策項目	①	下水道施設の機能保全
脆弱性		・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設の適正な維持管理、老朽化対策を計画的に進める必要がある。 ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。
推進方針		・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共施設管理計画等を策定し老朽化対策を計画的に実施する。 ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。
施策項目	②	農業集落排水施設の機能保全
脆弱性		・農業集落排水施設や管路について、施設の適正な維持管理、老朽化対策を計画的に進める必要がある。
推進方針		・農業集落排水施設等について、公共施設管理計画等を策定し老朽化対策を計画的に実施する。
施策項目	③	防疫・保健衛生体制の強化
脆弱性		・被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。
推進方針		・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生、食品衛生に関するチェック体制を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。 ・県（保健所）と連携して、災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ体制を整備し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。
施策項目	④	防疫用薬剤及び器具等の備蓄
脆弱性		・災害時において緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平常時からその確保に努める必要がある。
推進方針		・緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平常時からその確保に努める。

想定事態	3-1	行政機能の機能不全
施策項目	①	災害本部体制の強化
脆弱性		・ 職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、このような状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。
推進方針		・ 災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、防災センターの運用、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。
施策項目	②	広域応援協力体制の強化
脆弱性		再掲（2-3-①）
推進方針		再掲（2-3-①）
施策項目	④	災害ボランティアの活動環境の整備
脆弱性		・ 災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
推進方針		・ 災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け、自主防災組織に対し研修等の啓発活動等に対する支援するとともに、社旗福祉協議会などの支援機関と連携し災害救援ボランティアの円滑な受け入れ及び活動の支援を行う。
施策項目	⑤	町民への的確な情報伝達体制の整備
脆弱性		再掲（1-4-①）
推進方針		再掲（1-4-①）
施策項目	⑥	建築物の災害予防
脆弱性		再掲（1-2-①）
推進方針		再掲（1-2-①）
施策項目	⑦	公的機関等の業務継続性の確保
脆弱性		・ 災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画を作成することが必要である。
推進方針		・ 災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため、業務継続計画（BCP）の習熟を図ると共に、実際の災害時における対応を検証し、適宜見直しを行う。
施策項目	⑧	重要データの遠隔地バックアップ
脆弱性		・ 建物の倒壊等により業務システムの重要データが消失すれば、行政機能が大幅に低下するため、重要データを速やかに復元することが必要である。
推進方針		・ 業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。
施策項目	⑨	ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用
脆弱性		・ 業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼働が必要不可欠である。
推進方針		・ 大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。
施策項目	⑩	業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用
脆弱性		・ 各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。
推進方針		・ 大規模災害時においても各業務システムが使用できるようにするため、災害による影響を受けないサービス利用や基盤整備を推進する。

施策項目	⑪	複合災害体制の整備
脆弱性		・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。
推進方針		・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。

目標 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

想定事態	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
施策項目	①	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応
脆弱性		再掲（1-1-③）
推進方針		再掲（1-1-③）
施策項目	②	情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保
脆弱性		・非常用発電機燃料の貯蔵量は、4日以上での停電に対応できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。
推進方針		・大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。
施策項目	④	町民への的確な情報伝達体制の整備
脆弱性		再掲（1-4-①）
推進方針		再掲（1-4-①）
施策項目	⑤	災害用伝言サービス活用体制の整備
脆弱性		・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。
推進方針		・通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。
施策項目	⑥	行政ネットワーク等の整備
脆弱性		・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。
推進方針		・大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようにするため、通信回線やネットワークの二重化や優先復旧稼働確保等の対策を推進する。
想定事態	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
施策項目	①	町民への的確な情報伝達体制の整備
脆弱性		再掲（1-4-①）
推進方針		再掲（1-4-①）

目標	5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	
想定事態	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
施策項目	①	事業所における防災の推進等
脆弱性		・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。 ・事業所と地域の親和性を高め、防災訓練等を促進することが必要である。
推進方針		・企業（事業所）における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。 ・企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント（BCM）構築を促進する。 ・企業（事業所）における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。 ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。
想定事態	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
施策項目	①	燃料等生活必需品の調達体制の整備
脆弱性		再掲（2-1-⑧）
推進方針		再掲（2-1-⑧）
施策項目	②	事業所における防災の推進等
脆弱性		・企業（事業所）における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。 ・企業（事業所）における事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。 ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。
推進方針		再掲（5-1-①） ・企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント（BCM）構築を促進する。 ・企業（事業所）における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。 ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。
施策項目	③	観光客の安全確保
脆弱性		・宿泊施設等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。
推進方針		・帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。 ・旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や避難誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

想定事態	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
施策項目	①	燃料等生活必需品の調達体制の整備
脆弱性		再掲（2-1-⑧）
推進方針		再掲（2-1-⑧）
施策項目	②	再生可能エネルギー等の導入の推進
脆弱性		・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。 ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。 ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギーの導入の可能性について検討を進める必要がある。
推進方針		・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する。 ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を支援する。 ・地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む。
施策項目	③	電気施設の安全化
脆弱性		・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。
推進方針		・定期的に発電施設及び周辺巡視を行い必要に応じて施設の安全対策工事を実施する。 ・自然災害等による二次災害を防止するため、災害時に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。

想定事態	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
施策項目	①	水道施設の安全化
脆弱性		再掲（2-1-②）
推進方針		再掲（2-1-②）

想定事態	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
施策項目	①	下水道施設の機能保全
脆弱性		再掲（2-5-①）
推進方針		再掲（2-5-①）
施策項目	②	農業集落排水の機能保全
脆弱性		再掲（2-5-②）
推進方針		再掲（2-5-②）
施策項目	③	し尿処理体制の整備
脆弱性		・災害時に、便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。
推進方針		・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、県や近隣の自治体、事業者と連携し、し尿処理の仕組みづくりを促進する。

想定事態	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
施策項目	①	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応
脆弱性		再掲（1-1-③）
推進方針		再掲（1-1-③）
施策項目	②	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備
脆弱性		・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。
推進方針		町が管理する道路はもとより、県又は接続する他市町の管理部局と情報共有を行い、適切な回路を設定する等、広域的な交通遮断が発生しないよう連携し、町民に対し正確な情報を提供する。
施策項目	③	緊急通行車両等の事前届出・確認
脆弱性		再掲（2-1-⑤）
推進方針		再掲（2-1-⑤）
施策項目	④	燃料等生活必需品の調達体制の整備
脆弱性		再掲（2-1-⑧）
推進方針		再掲（2-1-⑧）
施策項目	⑤	公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備
脆弱性		・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。
推進方針		・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。

想定事態	6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
施策項目	①	水道施設の安全化
脆弱性		再掲（2-1-②）
推進方針		再掲（2-1-②）
施策項目	②	農業基盤施設の安全化
脆弱性		再掲（1-2-②）
推進方針		再掲（1-2-②）

想定事態	6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
施策項目	①	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応
脆弱性		再掲（1-1-③）
推進方針		再掲（1-1-③）
施策項目	②	応急仮設住宅等の確保体制の整備
脆弱性		・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。 ・町内や近隣市町の宿泊施設を中期的な避難所として活用できるよう体制を構築する必要がある。
推進方針		・平時から関係団体と連携し、災害発生後において中長期の避難生活が必要となる被災者への応急仮設住宅の供給に向けた体制整備を行う。 ・各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結（建設・借上）、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。
施策項目	③	自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備
脆弱性		再掲（2-3-⑥）
推進方針		再掲（2-3-⑥）

施策項目	④	被災者の健康管理
脆弱性	・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。	
推進方針	・県の保健部局（保健所）と連携し、保健師に対する訓練・研修を実施し習熟に努める。	
施策項目	⑤	避難行動要支援者等支援体制の構築
脆弱性	再掲（１－３－⑪）	
推進方針	再掲（１－３－⑪）	

目標

７．制御不能な二次災害を発生させない

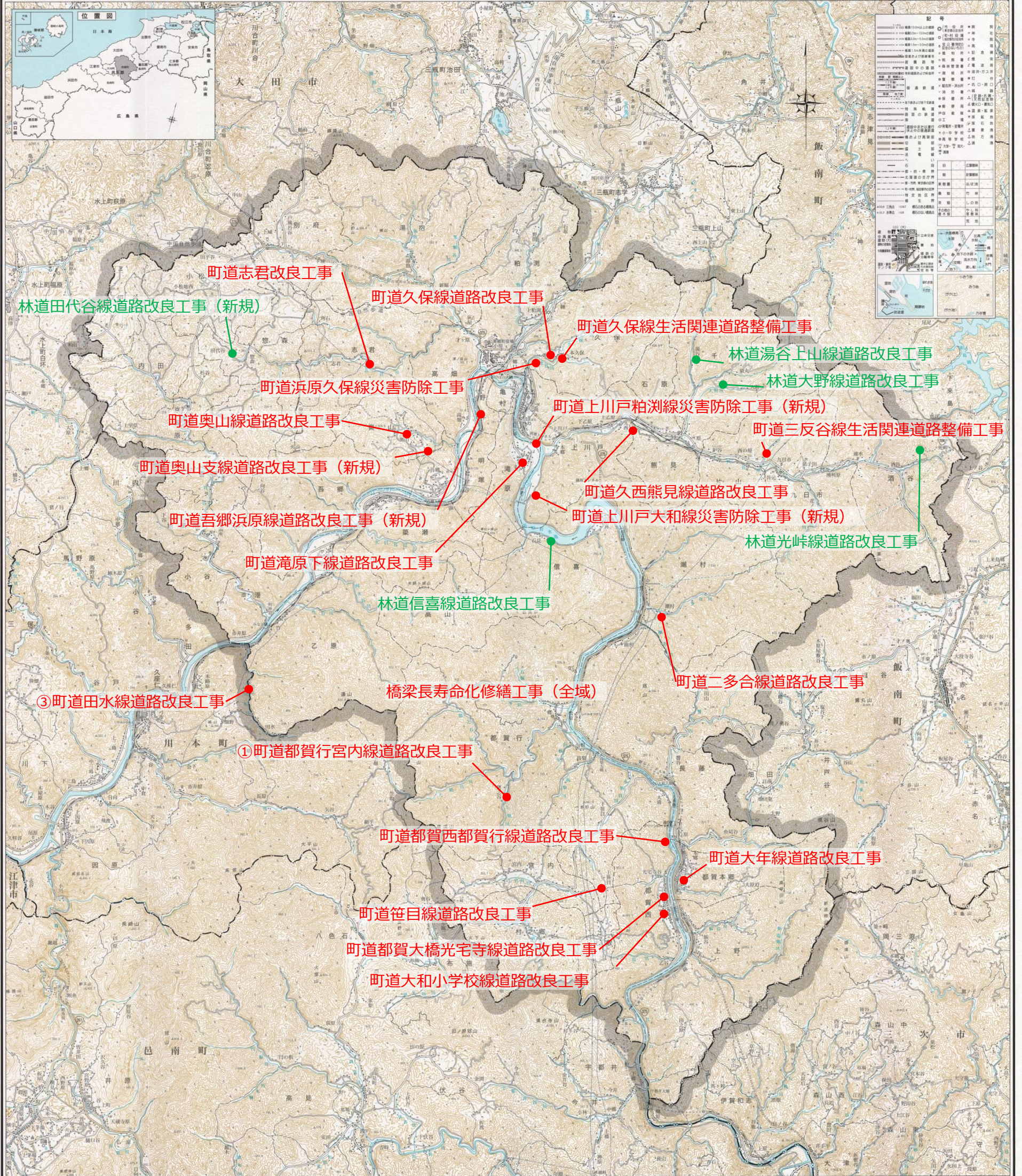
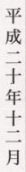
想定事態	７－１	住宅密集地での大規模火災の発生
施策項目	①	市街地の不燃化の推進
脆弱性	・老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、市街地の不燃化など安全な空間を整備する必要がある。	
推進方針	・災害時に火災が発生した場合に、延焼防止を目的とした公園や防災空き地等の計画的な配置・整備・維持管理を推進する。	
	・火災の延焼を防止するため、防火地域及び準防火地域の指定を進め、建築物の不燃化を促進する。	
	・まち（建築物）の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。	
施策項目	②	建築物の災害予防
脆弱性	再掲（１－２－①）	
推進方針	再掲（１－２－①）	
想定事態	７－２	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通障害
施策項目	①	工作物対策
脆弱性	再掲（１－３－⑥）	
推進方針	再掲（１－３－⑥）	
施策項目	②	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備
脆弱性	再掲（６－４－②）	
推進方針	再掲（６－４－②）	

目標	8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
想定事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策項目	①	廃棄物処理体制の整備
脆弱性	・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。	
推進方針	・災害時に発生した廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣自治体や事業者と連携し、廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。	
想定事態	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、労働者、技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策項目	①	罹災証明書の発行体制の整備
脆弱性	・大規模災害発生時において多数の住家被害が生じた場合、罹災証明書の交付が遅れる可能性があることから、調査及び証明業務の簡素化と他の自治体等からの受援体制を整備する必要がある。	
推進方針	・県が行う住家被害調査研修に積極的に職員を受講させ、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。	
施策項目	②	災害復旧の担い手の確保
脆弱性	・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。	
推進方針	・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。	
施策項目	③	支援協定締結団体等との連携強化
脆弱性	・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。	
推進方針	・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結事業者等と連携し、平時から情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。	
想定事態	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策項目	①	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進
脆弱性	再掲（1-3-④）	
推進方針	再掲（1-3-④）	
施策項目	②	地域コミュニティの維持
脆弱性	・過疎・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。	
推進方針	・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進める。	
施策項目	③	事業所における防災の推進等
脆弱性	再掲（5-1-①）	
推進方針	再掲（5-1-①）	

道路改良計画（R 2 ～ R 13）位置図【美郷町】

島根県 美郷町管内図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平20中複、第77号)」



(不許複製) 島根県美郷町役場

1 : 50,000

広島市中区千田町1-8-3 ☎082(245)3082 (株)中央ジオマテックス

国土強靱化計画資料

	事業名		事業期間	総事業費 (千円)	延長	避難路
町道	町道舗装事業（全域）	随時				○
	町道改良事業（落石防止等・全域）	〃				○
	町道環境整備事業（路肩・側溝・区画線等・全域）	〃				○
	奥山線改良事業	拡幅改良	H30～R4	145,000	L=550m	○
	二タ合線改良事業	〃	H26～R3	180,000	L=760m	○
	都賀行宮内線改良事業 4工区	〃	H25～R4	500,000	L=947m	○
	大和小学校線改良事業	〃	H31～R2	50,000	L=130m	
	志君線改良事業	〃	R3～R13	未定	L=700m	○
	笹目線改良事業	〃	〃	未定	L=480m	○
	大年線改良事業	〃	〃	未定	L=280m	○
	滝原下線改良事業	〃	〃	未定	L=400m	○
	都賀大橋光宅寺線改良事業	〃	〃	未定	L=80m	
	三反谷線改良事業	〃	〃	未定	L=500m	○
	奥山支線改良事業	〃	〃	未定	L=850m	○
	久西熊見線改良事業	〃	〃	未定	L=900m	○
	吾郷浜原線改良事業 1工区	〃	〃	未定	L=1000m	○
	都賀行宮内線改良事業 5工区	〃	R5～	未定	L=900m	○
	都賀西都賀行線事業	災害防除	R1～R5	110,000	L=113m	○
	久保線改良事業	〃	〃	250,000	L=590m	○
	田水線改良事業	〃	H27～R3	100,000	L=409m 7箇所	○
	上川戸粕渕線事業	〃	R3～R13	未定	L=200m	○
	上川戸大和線事業	〃	〃	未定	L=100m	○
	浜原久保線事業	〃	〃	未定	L=100m	○
	橋梁長寿命化事業	長寿命化		未定	261橋（町道）	○
林道	信喜線トンネル点検診断		R3	2,000	1箇所	
	一本木線舗装事業		R2			
	信喜線改良事業	路肩改良	R3	7,000	L=30m	○
	大野線改良事業	側溝整備	〃	2,000	L=200m	○
	湯谷上山線改良事業	法面	R3～R13	未定	L=100m	○
	光峠線改良事業	待避所 カーブ改良	〃	未定	L=300m	○
	田代谷線改良事業	待避所 カーブ改良	〃	未定	L=200m	○
農村基盤	農業競争力強化農地整備事業	基盤整備	R3～	未定	20ha	
	宮内基盤整備事業					
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 千原地区	水路整備	R2～R3	未定	揚水ポンプ整備 1箇所	
上下水道	簡易水道施設更新事業		R3～R13	未定		
	井戸設置補助事業	随時		未定		
	公共下水道施設更新事業		R3～R13	未定		
	農業集落排水施設更新事業		R3～R13	未定		
	浄化槽設置事業（市町村設置型）	随時		年間12基		

住宅	若者定住住宅造成・建設	随時			50戸建設済	
	相生団地建替		済		3戸	
	都賀行ビロイ団地改修		済		設備・外部改修	
	都賀西団地建替		R3～R7	28,000	2戸	
	小集落粕淵団地建替		〃	56,000	6戸	
	小門原団地改修（長寿命化型）		〃	14,250	屋根・外壁改修	
	御領団地改修（長寿命化型）		〃	18,420	浴室・外壁改修	
	都賀行団地用途廃止		〃	3,000	2戸	
	上野ふれあい団地建替		R8～R12	56,000	4戸	
	都賀西団地建替		〃	28,000	2戸	
	旭町団地改修（長寿命化型）		〃	20,560	浴室・外壁改修	
	長藤団地改修（長寿命化型）		〃	2,280	屋根・外壁改修	
	土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業	随時		1,700	1戸	